

教育施策大綱について

平成27年 5月12日
戦 略 企 画 部

1 位置付け

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で、首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとされている。

2 大綱の期間

4年間（策定の日から平成31年度末まで）

3 大綱の性格

大綱は、三重の人づくりにおける教育の基本的な方針や重点的に講じる施策を示すものとし、具体的な成果目標や実施手段については、次期教育ビジョンなど個別計画において定めることとしたい。

4 大綱の記載事項

大綱の記載事項は、公立学校教育や学校スポーツを中心に記載することとしたい。加えて、就学前教育や、私学振興、高等教育機関の充実・連携、スポーツの推進（競技力向上）などについても大綱の記載事項として検討する。

5 大綱の構成（案）

- (1) 大綱策定の趣旨
- (2) 教育を取り巻く社会情勢の変化
- (3) 三重の教育における基本方針
※ 三重の人づくりにおける教育の基本的な方針を示す。（別紙参照）
- (4) 重点的に講じる施策
※ 重点的に講じる施策の方向性を簡潔に記載する。

6 総合教育会議のスケジュールと主な議題（案）

4月23日	第1回会議	大綱の記載事項に関する協議
5月29日	第2回会議	学力向上に関する協議
6月	第3回会議	体力向上に関する協議
7月	第4回会議	大綱（案）に関する協議
8月または9月	第5回会議	平成27年度全国学力・学習状況調査の結果を受けた学力向上に関する協議

※ 以降の開催日程については今後調整

教育施策大綱の「三重の教育における基本方針」について（素案）

1 中心的な理念

《留意点》

- 県全体の教育施策は、学校教育よりもさらに時間軸の広がり大きいものであり、人の一生を連続性の中でとらえた一貫したものとすべきである。（国の教育振興基本計画における「縦の接続」につながる視点）
- みえ県民力ビジョンにおける「県民力による協創の三重づくり」の基本理念は、教育施策においても最も重要となる方向性であり、県民総ぐるみで教育に向き合う姿勢を決意として示す必要がある。（国の教育振興基本計画における「横の連携・協働」につながる視点）

このことを踏まえ、以下の4項目を中心的な理念として盛り込むことを検討したい。（具体的な文言は今後案を提示します。）

（1）「三重で学ぶ人に育みたい力」に関する項目

子どもたちの未来や可能性を信じる県の姿勢や、三重で学ぶ人に育みたい力（例：自立する力、共生する力など）を盛り込む。

（2）「安全安心な学習環境の提供」に関する項目

子どもの貧困対策や安全安心な学校づくり等、経済的・社会的な事情にかかわらず必要な学習環境を提供していく方針を盛り込む。

（3）「生涯学習社会の実現」に関する項目

「縦の接続」全体を貫く方針であり、誰もが生涯を通じて学び続ける社会の実現に向けた、社会教育、生涯学習の方針を盛り込む。

（4）「県民総ぐるみで教育に取り組む姿勢」に関する項目

公立学校のみならず私学、さらには、保護者、地域住民、企業など社会の構成員全てを教育の当事者にとらえる、「県民力による協創の三重づくり」を教育に落とし込んだ方針として盛り込む。

2 追加検討項目

上記の4項目のほか、時代の課題を踏まえた方針として、以下の項目の追加も検討してはどうか。

(5) 「三重ならではの教育」に関する項目

「地方創生」元年に策定する教育施策大綱に重要な視点である。三重が持つ多様な地域力を活かした教育に取り組む方針を盛り込む。「グローバル人材の育成」にもつながる。

(6) 「時代のニーズを踏まえた人づくり」に関する項目

高度情報化、グローバル化など時代のニーズを踏まえた教育や、現代的・社会的課題に対応するための「担い手づくり」等を意識した方針を盛り込む。